

# 自主防災組織防災訓練マニュアル



成 田 市

(総務部危機管理課)

令和3年6月

## ～ 目 次 ～

1	はじめに	1
---	------	---

2	訓練の目的	1
---	-------	---

3	訓練項目	2
---	------	---

自主防災組織の訓練の習熟度に応じて、実施できそうな訓練を選び、段階を踏んで少しずつ実施していきましょう。いずれは自主防災組織の訓練の習熟度を高め、(3)に記載する訓練を実施することを目標にしてみましょ

### (1) ステップ1～基礎的な訓練

ア	防災講話	2
	市職員や防災士、自主防災組織リーダーなどを講師として防災に関する講話を行い、地域住民の防災意識を高揚します。	
イ	資器材取扱訓練	3
	自主防災組織が所有する資器材の点検や取扱いを行います。	
ウ	避難訓練（経路・方法の確認）・避難誘導訓練	4
	自主避難施設や指定避難場所までの避難時の経路の確認を行います。	
エ	初期消火訓練	6
	消火器の取り扱い、水バケツ等による消火方法を訓練します。	
オ	救出・救護訓練	10
	応急手当や怪我人の搬送方法を訓練します。	
カ	情報収集・伝達訓練	16
	地域における被害・安否情報の収集方法について確認し訓練します。	
キ	給食・給水訓練	18
	非常食の試食や、持ち寄った食料等を調理します。	
ク	避難行動要支援者支援訓練	19
	地域の避難行動要支援者に対し、計画や名簿に基づき、誰がどのように安否を確認し、避難を支援するのか、訓練します。	
ケ	その他の訓練	20
	リーダー講習会などに参加し、地域における人材を育成しましょう。市では、クロスロードやHUGなどの防災ゲームも保有しています。	

## (2) ステップ2～基礎的な訓練を組み合わせた訓練など

- ア 総合訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21  
基礎的な訓練を複数組み合わせた訓練や、習得した知識・技術を総合した訓練を実施します。
- イ 体験イベント型訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22  
地域のイベントや運動会等において、防災キャンプや競技などを取り入れます。
- ウ 災害図上訓練（D I G）・・・・・・・・・・・・・・・・・・23  
地図を活用して、自分たちの住むまちの防災力を確認し、どうしたら被害を減らせるかについて考える訓練です。

## (3) ステップ3～他の地域や機関と連携した訓練

- ア 避難所運営訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24  
学校区単位等で地域における指定避難所での避難所運営について、学校や施設管理者と連携し訓練を実施します。
- イ 成田市総合防災訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25  
成田市で実施する防災訓練の開催地として、各関係機関と連携した総合的な防災訓練を実施します。
- ウ 合同訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26  
近隣の自主防災組織や消防団、ボランティア、企業等と連携し訓練を実施します。

## 4 訓練の参考

- (1) 災害時の行動について・・・・・・・・・・・・・・・・・・27  
災害時の行動に応じた訓練の必要性について理解します。
- (2) 訓練の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28  
訓練の計画作成、実施、振り返り等の手順について。
- (3) 訓練内容の工夫・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28  
参加者に興味を持ってもらうために。
- (4) 訓練事故の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29  
訓練事故を防止し安全に訓練を行うために。
- (5) 訓練時の事故補償について・・・・・・・・・・・・・・30  
万が一の際の補償について
- (6) 助成金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31  
訓練に係る費用について一部を助成します。
- (7) 防災訓練の訓練指導の申し込みについて・・・・・・・・32
- (8) 問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

## はじめに

本マニュアルは、自主防災組織が行うべき訓練の内容について例を示すとともに、段階的にレベルアップしていただくことを目的として、平成19年に作成した「自主防災組織防災訓練要領」を一部修正し、新たに作成したものです。

本マニュアルを参考に、できるところから少しずつはじめていただき、地域の防災行動力を高めていただけましたら幸いです。

実施してみたい訓練を、目次から探してご覧下さい。

また、本マニュアルに示す訓練の方法や順番は一例です。地域の特性・実状にあった方法や順番を創意工夫し、長続きできる訓練を行っていただきますようお願いいたします。

## 訓練の目的

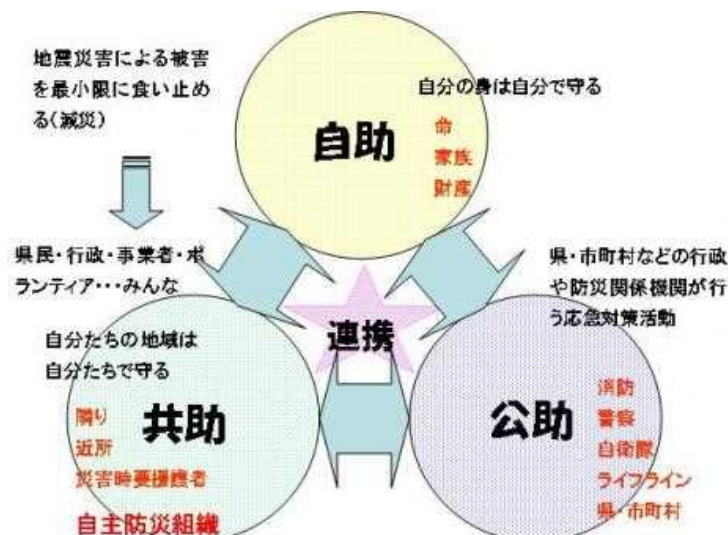
大規模な災害が発生した場合、市及び防災関係機関の対応（公助）だけでは限界があります。

防災関係機関が早期に実効性のある対策をとることが難しい場合や行政自身も被害を受けていることが考えられるため、住民一人ひとりが、「自らの生命は自ら守る（自助）」とともに、近隣の人々が集まって、「自分たちの地域は自分たちで守る（共助）」ことが必要です。

いつ、どのような災害が発生しても、これに対応できるようにするためには、個人として災害時にとるべき行動を考え、実行してみるとともに、自主防災組織として平時素から防災計画に基づき防災訓練を行い、防災活動に必要な知識、技術を習得しておく必要があります。防災に関する知識はあっても、災害時にとっさにそれを行動に移せるようにするには、日頃から訓練を積み重ね、防災行動力を養う以外ありません。

実際に災害が発生した際に、落ち着いて行動できるよう、日ごろから繰り返しの訓練を行うことが大切です。

また大地震が発生した際、身の回りでどのような災害が発生する恐れがあるのかを予め理解しておくことはとても大切です。イメージトレーニングや図上訓練などにも積極的に取り組みましょう。



※イラスト：千葉県防災危機管理部防災政策課HPより

# 防災講話

防災に関する基礎的な知識や、被害を少なくするための方法、災害から身を守るための方法等について、学んでおきましょう。

講師としては、市職員をはじめ、防災士や、防災に関する講習等を受講した地域の防災リーダーなどをお願いします。

## ●市職員による防災講話

地域の実情に合わせた防災に関する講話を行います。

### 【申込方法】

- ① お電話にて実施予定日や内容をご相談ください。あらかじめ日程を予約します。行事等が重なっている場合は講師を派遣できない場合もありますので御了承ください。 危機管理課 TEL：0476-20-1523
- ② 会場は屋内でお願いします。  
PCやプロジェクター、スクリーン等を使用しますので、参加者の規模に合わせて、ある程度の広さがある会議室等及び電源の確保をお願いします。
- ③ 地域の方に参加を呼び掛けてください。  
防災講話を単体で実施することが難しければ、地域の行事の前後に30分～60分程度で計画すると良いでしょう。
- ④ 講師依頼の文書を提出してください。  
文書は「訓練指導等申込書」（33 ページ参照）をご利用ください。実施日や時間・場所等、内容が決まっていればその場でご記入いただけます。

## ●日本防災士会による防災講話

日本防災士会では、地域における防災啓発活動、防災講演、シンポジウム、DIG（災害図上訓練）、避難所開設・運営訓練、その他の防災訓練（応急手当、初期消火、救助、搬送、ロープワーク等）を推進するために、講師派遣、訓練指導を行っています。

詳しくは日本防災士会にお問い合わせください。

〒102-0093

東京都千代田区平河町 2-12-15

ザ・ハーミティッジ 202 号室

特定非営利活動法人日本防災士会 事務局

電話 03-3263-1678 FAX 03-3263-1583

## ●地域の防災リーダー等による防災講話

市では、自主防災組織の役員等を対象に、毎年自主防災組織リーダー研修会を実施しています。

また、地域の中で、消防や警察OB、防災関連業務に従事されていた方など、防災に関して豊富な知識を有する方がいるかもしれません。そのような方は災害時にも心強い人材です。貴重な体験談や防災に関する有意義な知識を教えてくださいただける場合もありますので、日頃からのコミュニケーションの中で機会があれば話を伺ってみましょう。

# 資器材取扱訓練

市では、自主防災組織を結成すると35万円分の資器材を支給しています。

それらの資器材の他、地域で所有している資器材について、定期的に点検し、地域行事の際には積極的に使用するなどして、普段から使い方に慣れておきましょう。

## ●訓練の例

お祭りでの使用

- ・夜間の際の発電機使用
- ・物品搬送の為、リヤカーの取扱い
- ・屋台での炊出し用品の使用
- ・炭火焼の残り火を消火器にて消火
- ・やぐらの解体のためチェーンソー、バール等の使用 etc・・・

※ 日頃から使っているものでないと、災害が発生して混乱しているような場合など、いざという時には使えません。各地域で創意工夫して、日常の地域活動の中で取り入れながら努めて使用するようにしましょう。

※ 点検で故障していた資器材を修理したり、使用した消火器の詰め替えを行った場合など、資器材の維持に係る費用は市で一部助成しています。詳しくは31ページをご覧ください。

## 【防災資器材の例】



## 避難訓練（経路・方法の確認）

災害時において避難する際にどこに集まるのか、普段から家族や地域で話し合っておくことは、円滑な避難のために重要です。東日本大震災の教訓から得られたことは、家族があらかじめ決めた場所に逃げているはず、という安心感がないと、それぞれが「てんでんばらばらに」避難することはできないということです。

その一方、地域住民が一斉に避難してしまうと、地域で助けを求めている人の救出が出来ない場合もあります。

各地域や家庭において、災害の種類に応じ、どのような場合に誰がどこに集合し、避難するのかあらかじめ決めておきましょう。

地域の行事で集会所等に来る際には、集会所までの道のりや、危険な場所などがいないか確認しながら歩いてみると良いでしょう。

### ●避難の一例

#### ・大地震発生の場合

- ① 自分・家族の安否を確認する。
- ② 隣近所・体の不自由な方など避難行動要支援者の安否を確認する。
- ③ 地域の集会所等へ集合する。
- ④ 集合していない世帯の安否を確認する。
- ⑤ 必要に応じて救出・消火等を行う。
- ⑥ 自宅に帰れる方は自宅へ、避難しなければならない方は、地域ごとに市の指定避難所へ避難する。

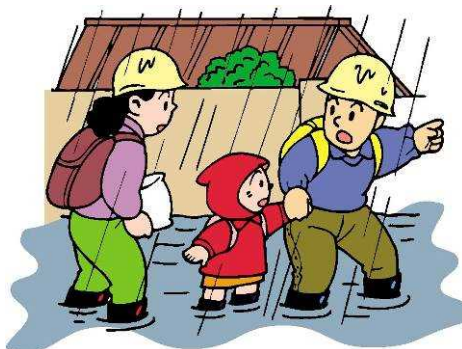
#### ・台風など、風水害の場合

- ① 気象情報に注意し、排水溝の清掃や土のうやブルーシートの用意など、必要な準備をしておきましょう。
- ② 市の発表する防災情報に注意し、避難準備情報が発令されたら、避難に時間のかかる方は避難を始めてください。お住まいの地域によっては、2階に避難することや、安全な近所の建物等に移動することも避難です。
- ③ 大雨により歩道や道路が冠水している場合など、避難することが危険になる場合もあります。そうなる前に早めの避難を心掛けてください。

### ●訓練の方法

例：地域での集まりの際に集会所に集合してもらい経路の確認をする。

災害時はその経路で得た情報を集会所で報告し情報を集めることにする。



## 避難誘導訓練



災害時には避難経路や避難場所に問題が生じる可能性も大きくなります。避難経路や避難場所はあらかじめ複数用意しておき、そのときの状況を適切に判断して最も安全な選択をします。また、災害時にはケガ人や病人、要介護者などの避難行動要支援者がいる場合もありますから、その避難補助にも当たらなければなりません。避難誘導訓練は、こうしたことも十分に踏まえて行いましょう。

### ●避難誘導訓練の方法

一時集合場所に集まり、そこから避難場所まで、実際に避難誘導を行います。ケガ人、病人（役）、子供などに介護者を決め、要介護者の搬送訓練もしてみよう。

グループのリーダーは避難者の前後で、事故防止に留意しながら誘導し、避難場所に到着したら人員の点呼と無事を確認します。

### ●避難誘導訓練を実施するときのポイント

- ① 専門家の指導を受けて、訓練前に実際に避難場所まで歩いて所要時間を確かめ、避難経路の安全をチェックしましょう。
- ② 避難前に人員の点呼を行うとともに、火の元などの安全を確認しましょう。

### ●避難上の注意事項

- ① 避難するときは、決してあわてず、状況をよくみてから行動しましょう。
- ② 避難は集団でまとまって行うことが基本です。
- ③ 避難時の服装
  - ・ ヘルメットや防災頭巾で頭を保護
  - ・ 非常持ち出し品はリュックサックで
  - ・ 軍手を着用
  - ・ ウールか木綿製品を着用、長袖、長ズボンで
  - ・ お年寄りや子どもには迷子札を
  - ・ 靴は底の厚い、履き慣れたものを





# 初期消火訓練

大地震が発生した場合、火災ほど怖いものではありません。阪神・淡路大震災でも、火災により大きな被害が発生しました。関東大震災のときには、東京で亡くなった方の95%が火災によると言われています。恐ろしい火災を起こさないために、各家庭での出火防止対策を積極的に行うとともに、火災発生時の初期消火方法を習得しておくことが大切です。自主防災組織は、初期消火活動を狙いとして訓練します。代表的な訓練には、バケツリレーによる消火、消火器による消火があります。

## ●消火器による消火訓練

### 消火器の使い方

①安全ピンに指をかける上に引き抜く。



②ホースをはずして火元に向ける。



③レバーを強く握って噴射する。



### 消火器の構え方

- ◆風上に回り風上から消す。
- ◆やや腰を落として姿勢をなるべく低く、熱や煙を避けるように構える。
- ◆燃え上がる炎や煙にまどわされずに燃えているものにノズルを向け、火の根元を掃くように左右に振る。
- ◆火炎にまともに正対しないように。



### 消火器の点検ポイント

- ◆安全ピンのはずし方はメーカーに関わらず共通。はずし方の確認をしておこう。
- ◆使い方を読むだけでなく、実際に動作にしてみる心が肝心。
- ◆火災の種類によってラベルが異なる。どの火災に適した消火器か確認しておこう。
- ◆高温多湿を避けて設置する。さびついたり変形しているものは専門業者に点検を依頼。また一度安全ピンを抜いた場合（噴射していなくても）も同様。

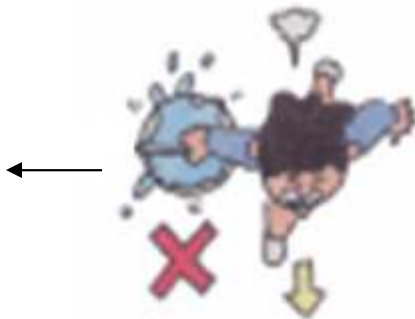
## ● 水バケツによる消火訓練

火災が起きた際に、必ずしも消火器が近くにあるとは限りません。防災訓練では、近隣で協力し合って消火活動を行うバケツリレーも試してみましょう。バケツの水でどれだけの消火効果があるのか、身をもって体験することができます。

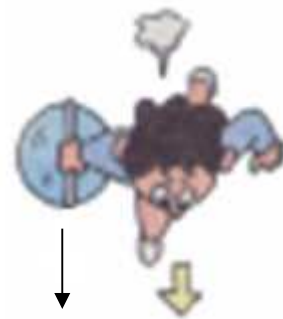
### 消火用バケツの使い方

- 火災の初期には、バケツ1杯の水が十分に役立つものです。
- 水を入れた消火用バケツまたは三角バケツを、ふだんから玄関のわきや台所のすみなどに用意しておきたいものです。

- ① 水バケツの水量は50～60%にし、バケツの柄を身体の進行方向と平行に持って運びます。



(誤った方法)



(正しい方法)

- ② バケツの取手部を両手で持つ者と、バケツの柄を両手で持つ者で、ぶつかり合わないようにして手渡す。

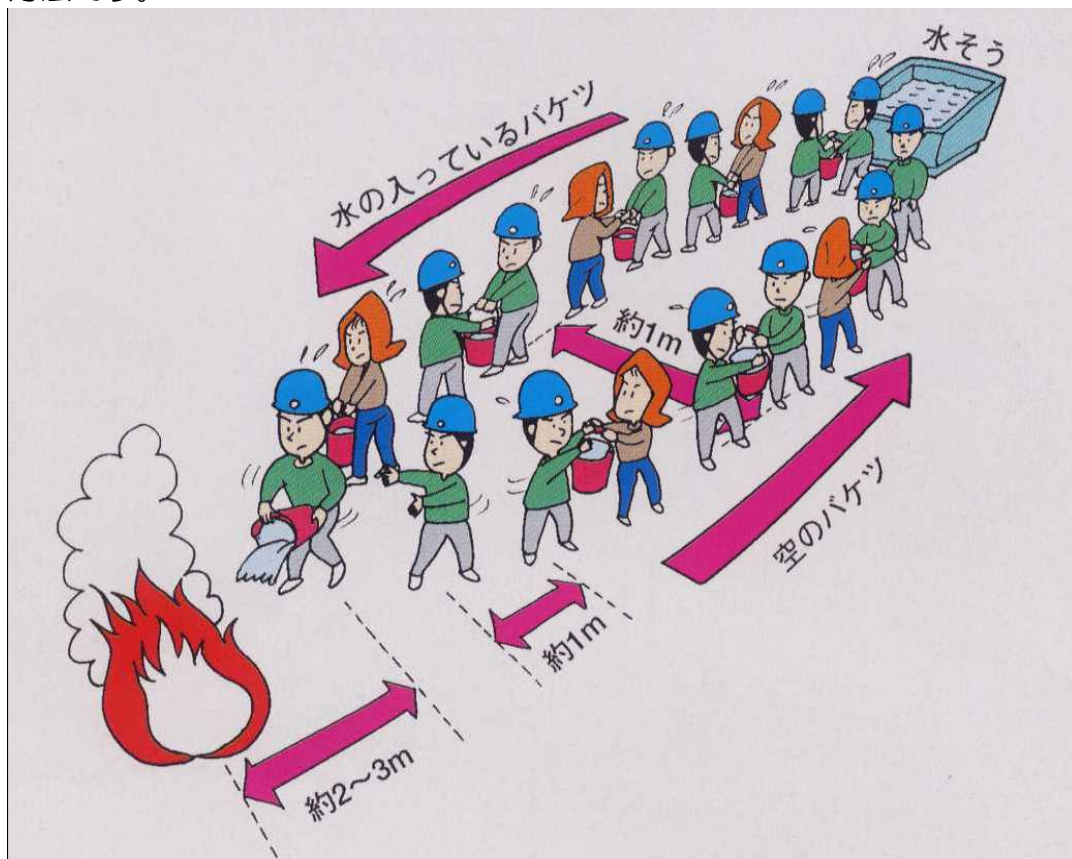


- ③ バケツを持って風上から近寄り、消火目標の4～5mぐらい手前でいったん立ち止まり、燃えている状況をよく見て安全距離(2～3m)を考えて注水位置を定める。腰を落として、両足をしっかりふんばり、片手でバケツの柄とバケツの上縁を一緒にしっかり握り、もう一つの手でバケツの底に手指をかけ、両手で上下からしっかりおさえて構える。  
注水する前に燃えている目標をよく確かめて、一杯で火の勢いをおさえるようよくねらって注水する。



### バケツリレーの方法

バケツリレーは、水槽、浴槽、プールなどから人海戦術で水を運び消火する方法です。



### ●指導者について

正しい消火方法を学ぶため、専門的な知識を有する地域の消防団をはじめ、消防署や防災に関する講習を受講した地域役員等に指導をお願いすると良いでしょう。市では、自主防災組織の役員等を対象に自主防災組織リーダー研修会を毎年行い、各種訓練を実施しています。

# 救出訓練

多くの人が被害にあう災害時には、作業の専門家がすぐに駆けつけてくれるとは限りませんし、一刻を争うようなことも少なくありません。災害の種類・程度に応じて被害の内容も異なり、救出作業も変わってきますが、救出機材の使用法、安全確保の方法、救出作業の進め方等を知っておくと、どのような場合でも応用が可能となるでしょう。

## ● 救出訓練の方法



廃材などを利用して倒壊物に見立てたものを作り、そこから救出するという想定で救出訓練をしてみましょう。ジャッキやボール、その他身近にあるものを利用し使い方を学んでおけば、さまざまなケースに応用がきくものです。

また、実際の倒壊物は相当の重量になることも想定されますから、多くの人が協力して取組む訓練にすることが大切です。

- ① 中に生存者のいることを示す（人形等を入れておく）
- ② 救出に当たっては、挟まれている人に声をかけ、安心感を与えるようにする。
- ③ 木材、ボール（木材の太さは10センチ以上）をテコにして、あるいはジャッキで空間をつくる。
- ④ 間隙が崩れないように、角材（長さ40～50センチ）で補強し救出する。

## ● 救出訓練を実施するときのポイント

何と言ってもまずは安全に十分留意しましょう。指導者の注意をよく聞くことはもちろんのことですが、わからないことがあったら専門家に尋ねましょう。また、救出された人はケガをしているケースが多いと想定されますので、応急救護訓練と組み合わせて実施するのもよいでしょう。

- ① 参加者の服装（ヘルメット、釘を踏み抜かないような靴、軍手など）に留意する。
- ② チェーンソーを使用した訓練に当たっては、見学者等が十分距離をおく。切る角材等は地面にしっかり台を置き固定する。指導者が監視するなど、安全に十分注意すること。
- ③ 廃材等が使われることが多いため、すり傷などに備え救急箱を用意すること。
- ④ 訓練に当たっては、消防署等の専門機関の指導をあおいで下さい。

# 救護訓練

応急救護や手当の訓練をするに当たっては、いくつかの負傷の状況を想定して実施することになります。

応急手当とは、医療機関で診察を受けるまでのとりあえずの処置のことですが、正しい手当でなければ、かえって容体を悪化させたり、命に関わることにもなりませんから、訓練は真剣に行う必要があります。

救護訓練では専門的な知識を要するので、消防署などの関係機関から救護の専門家に参加してもらい、指導を受けるようにします。

自主防災組織の救護班は、住民参加の訓練とは別に、日本赤十字社や消防機関などが行う救命講習や応急手当指導員講習などを受講して、より専門的な訓練を受けるようにしておきたいものです。

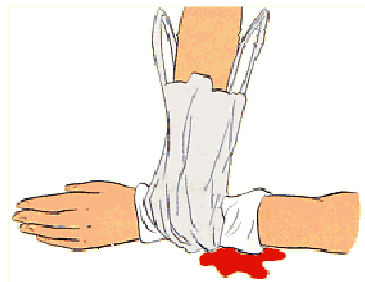
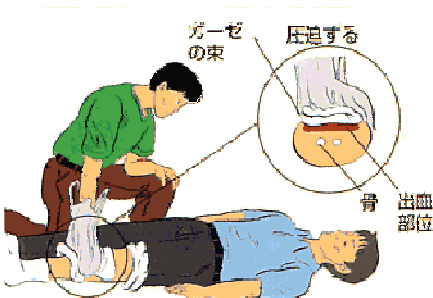
## ● 出血時の止血法

一般に体内の血液の20%が急速に失われると出血性ショックという重篤な状態になり、30%を失えば生命に危険を及ぼすといわれています。したがって、出血量が多いほど、止血手当を迅速に行う必要があります。

出血時の止血法としては、出血部位を直接圧迫する直接圧迫止血法が基本です。

### 直接圧迫止血法

- ① 出血部位を確認します
- ② 出血部位を圧迫します
  - ・きれいなガーゼやハンカチ、タオルなどを重ねて傷口に当て、その上を手で圧迫します。
  - ・大きな血管からの出血の場合で、片手で圧迫しても止血しないときは、両手で体重を乗せながら圧迫止血をします。



### 〈ポイント〉

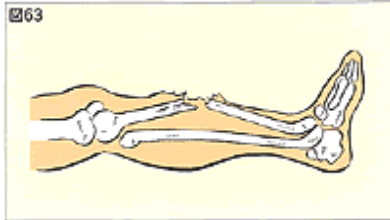
- ！ 止血の手当てを行うときは、感染防止のため血液に直接触れないように、できるだけビニール手袋やビニール袋を使用します。
- ！ 出血を止めるために手足を細い紐や針金で縛ることは、神経や筋肉を損傷するおそれがあるので行いません。
- ！ ガーゼなどが血液で濡れてくるのは、出血部位と圧迫位置がずれている、または圧迫する力が足りないためです。

## ● けがに対する応急手当

### 1. 骨折に対する応急手当

#### ① 部位の確認

- 痛がっているところを聞きます。
- 可能であれば痛がっているところに変形、出血がないかを確認します。



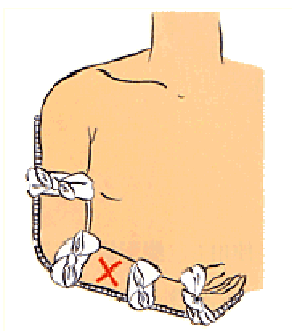
#### <ポイント>

- ！ 確認する場合は、痛がっているところを動かしてはいけません。
- ！ 骨折の症状…激しい痛みや腫れがあり、動かすことが出来ない。変形が認められる。骨が飛び出している。
- ！ 骨折の疑いがあるときは、骨折しているものとして、手当てをします。

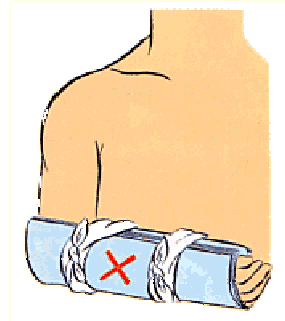
#### ② 固定（そえ木、三角巾など）

- 変形している場合は、無理に元の形に戻してはいけません。
- 協力者がいれば、骨折しているところを支えてもらいます。
- 傷病者が支えることができれば、自ら支えてもらいます。
- そえ木を当てます
- 三角巾などで、そえ木に固定します。

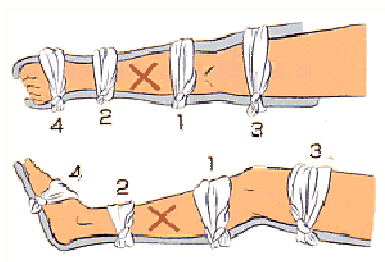
#### 【腕の固定】



#### 【雑誌を利用した前腕部の固定】



## 【足の固定】



## 【ダンボール等を使用した下肢の固定】



### ＜ポイント＞

- ！ そえ木は、骨折部の上下の関節が固定できる長さのものを使用します。
- ！ 固定するときは、傷病者に知らせてから実施し、顔色や表情を見ながら固定します。

## 2. ねんざ・打ち身（打撲）に対する応急手当

- 患部を冷水などで冷やし、内出血や腫れを軽くします。

## 3. 傷に対する応急手当

### ① 傷口の手当

- 傷口が土砂などで汚れているときは、速やかに水道水などきれいな水で十分に洗い流します。

### ② 包帯法

- 包帯は、傷の保護と細菌の進入を防ぐために行います。
- 傷を十分に覆うことのできる大きさのものを用品ます。
- 出血があるときは、十分に厚くしたガーゼ等を用います。
- 傷口が開いている場合などは、原則として滅菌されたガーゼを使用し、脱脂綿や不潔なものを用品てはいけません。

### ＜ポイント＞

- ！ 包帯は強く巻くと血行障害を起こし、ゆるすぎると包帯がずれたりするので注意して巻きます。
- ！ 包帯の結び目は、傷口の上を避けるようにします。

### ③ 三角巾

- 体のどの部分にも使用できます。
- 傷の大きさにとらわれずに使用できます。
- 傷口にはガーゼ等を当ててから、三角巾をもちいるようにします。

#### 4. 首を痛めている場合の応急処置

・自動車事故や高い所からの墜落、肩から上の大きな怪我などでは、傷病者の首の骨（頸椎）を痛めている可能性がありますので、首の安静を図ることが大切です。

##### ① 首が痛いか聞きます

○ 次の症状があるか聞きます。

- ・首が痛いか？
- ・手足がしびれるか？
- ・手足に力が入らないか？
- ・呼吸は苦しいか？

<ポイント>

！ これらの症状が一つでもある場合は、首の骨を痛めていると判断します。

##### ② 首が動かないようにします

- 意識があれば、頭を動かさないように伝えます。
- 頭を両手で支え、首が動かないようにします。
- 声をかけ、元気づけます。

<ポイント>

！ 傷病者のいるところが安全であれば、首が動かないように両手で支えて固定し、救急隊に引き継ぐまで不必要な移動は行いません。

！ 傷病者のいるところが危険な場所であるなどやむを得ない場合に限り、安静に必要な最低限の移動を行います。

#### ● 搬送法

応急手当を終えた傷病者を搬送したり、危険な場所にいる傷病者を安全な場所に移動させる場合の方法です。傷病者の搬送では、傷病者に苦痛を与えず安全に搬送することが大切です。

##### 1 担架搬送法

担架搬送は、傷病者の応急手当を行った後、保温をして、原則として足側を前にして搬送します。搬送中は、動揺や振動を少なくする必要があります

##### 2 担架を用いない搬送法（徒手搬送法）

担架等が使用できない場所で、事故現場から他の安全な場所へ緊急に移動させるために用いられます。

<ポイント>

！ 徒手搬送は、いかに慎重に行っても傷病者に与える負担が大きいため、必要やむを得ない場合にとどめるべきです。



## ① 1名で搬送する方法

### 背部から後方へ移動させる方法

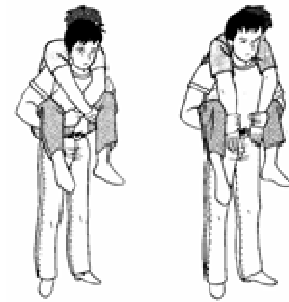


### 毛布・シーツを利用する方法



- おしりをあげるようにして移動させます。
- 毛布、シーツを利用する方法もありますが、傷病者の胸腹部を圧迫することが多いので注意します。

○ 背負って搬送する方法で、傷病者の両腕を交差または平行にさせて、両手を持って搬送します。



○ 横抱きで搬送する方法で、小児、乳児や小柄な人は横抱きにしたほうが搬送しやすいです。



## ② 2名で搬送する方法

- 傷病者の前後を抱えて搬送する方法。
- 手を組んで搬送する方法。



### <ポイント>

- ! 傷病者の首が前に倒れる恐れがあるので、気道の確保に注意します。
- ! 2名がお互いに歩調を合わせ、搬送に際して傷病者に動揺を与えないようにします。

### ③ 3名で搬送する方法

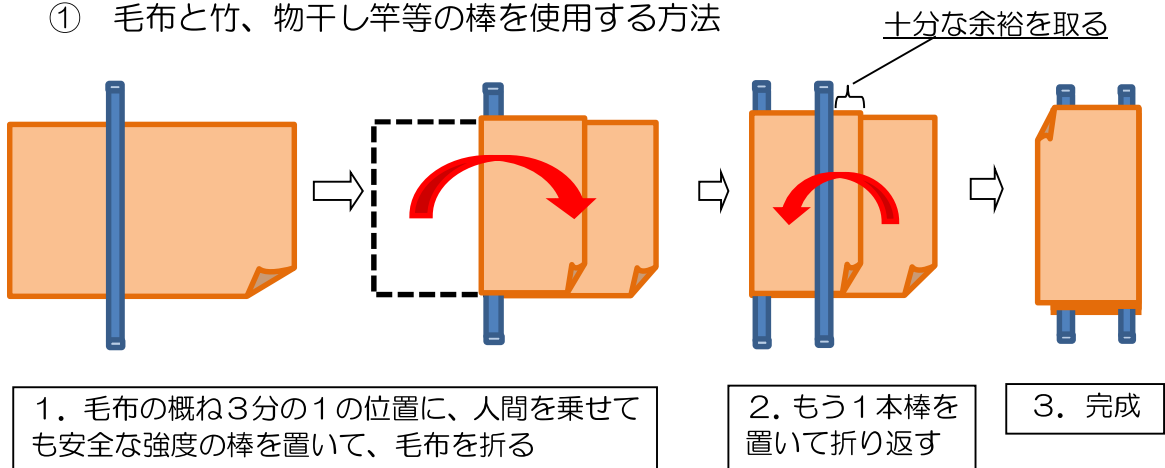


足側の膝をつき、頭側の膝を立てて座ります。  
両腕を傷病者の下に十分入れます。  
3名が同時に行動します。

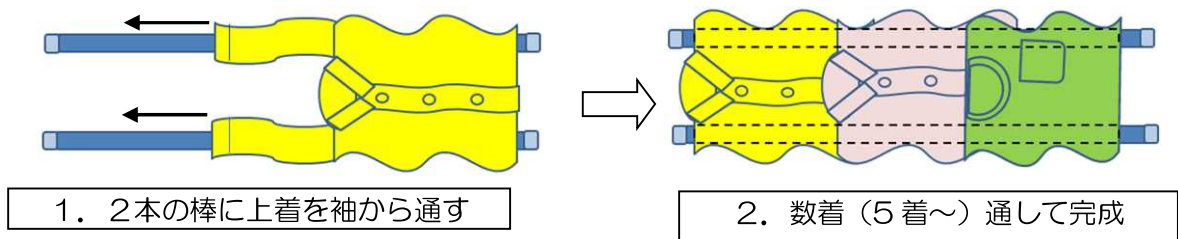
## ● 応急担架の作成法

身近な物を利用した応急的な担架の作成方法をご紹介します。

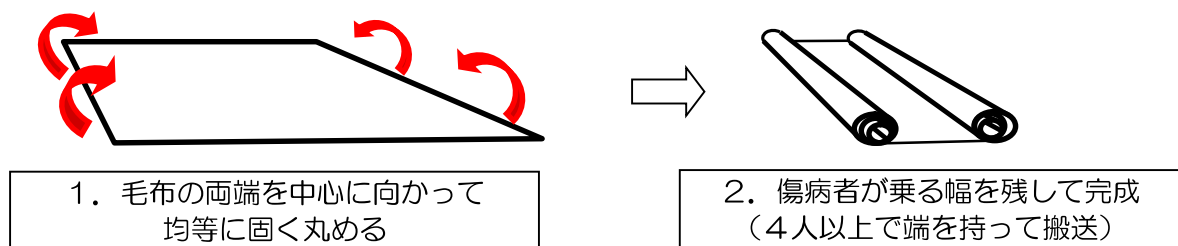
### ① 毛布と竹、物干し竿等の棒を使用する方法



### ② 上着を使用する方法



### ③ 毛布のみを使用する方法



# 情報収集・伝達訓練

情報収集・伝達は、災害時の被害の大きさを左右するといっても過言ではありません。災害時には電話などの情報伝達手段が使えなくなる可能性も十分にあり、平常時からさまざまな情報伝達手段を訓練しておく必要があります。

- 情報収集訓練⇒地域内の被害状況や情報の把握
- 情報伝達訓練⇒各種の情報を地域に伝達

## ● 災害時の活動

情報は正確にすばやく

- ★速やかに地域内の被害状況などを収集する。
- ★自主防災組織のリーダーは情報に基づき適切な判断をし、消火班への指示、避難勧告や指示などの伝達などを行う。
- ★地域で収集した情報は防災関係機関へ伝達する。

## ● 情報収集訓練の方法

自主防災組織が、地域内の避難の状況、発災にともなう被害状況（死傷者、建物、交通路等の破壊の程度）、火災発生状況、生活情報等を収集し正確・迅速に市町村対策本部に報告する手順を訓練します。

- ① 情報班員に被災状況収集の指示を出す  
住民からの被害状況を確認する。  
↓
- ② 情報班員が被災状況を現場で収集  
情報班員は「いつ、何（誰）が、どこで、どうして、どのように」なっているのか、メモにとる。  
↓
- ③ 情報班員に伝達を依頼  
必ずメモを取るようし、口頭だけの伝達は避ける。  
不正確な伝達はかえって混乱します。  
↓
- ④ 情報班員は情報班長へ収集した情報を伝える  
↓
- ⑤ 情報班長は、この情報を記録、整理して市対策本部に電話等で報告

## ● 情報収集訓練で大切なことは

- ① 時機に適した報告  
第1報は詳しいことまでに及ばなくても、概要だけでもいいので報告し、確認情報は第2報以降にするなど時機に適した報告が大切。
- ② 事実の確認  
災害時には、噂やデマが流れがち、情報はできるだけ確認すること。

- ③ 情報の一元化  
市の対策本部等に報告する場合には、自主防災組織で報告担当者を決めておき、互いに矛盾する報告がなされないよう、チェックする体制をつくる。
- ④ 「異常なし」も重要な情報。定期的に報告。
- ⑤ 無線など通信機器に慣れる。また、電話は簡潔に。(アマチュア無線団体などの協力があると効果的)

● 情報伝達訓練の方法

市対策本部などの防災関係機関からの情報や指示事項、ラジオやテレビから得た情報を正確・迅速に住民に伝達する要領を訓練します。

- ① 自主防災組織本部に口頭とメモで情報を示す  
↓
- ② 自主防災組織本部の情報班長はわかりやすい伝達文にして、伝達にあたる情報班員にわたす  
口頭だけでなくメモを渡して間違えないように  
↓
- ③ 情報班員は地域分担にして巡察し、拡声器などで伝達する  
口頭だけでなく、チラシや掲示板などに掲示することが望ましい

● 情報伝達訓練で大切なことは

- ① 伝達は簡単な言葉で、難しい言葉を避ける。
- ② 口頭だけでなくメモ程度の文書を渡しておく。
- ③ 情報を正確に伝達するために、受信者に内容を復唱させる。
- ④ 流言には数字がからむことが多い。数字の伝達には特に注意。
- ⑤ 各世帯への情報伝達を正確かつ能率的に行うため、あらかじめ町内の伝達経路を定めておく。
- ⑥ 視聴覚等に障がいのある方、日本語が不自由な外国人への情報の伝達については十分配慮する。

# 給食給水訓練

救助物資を必要とする人数を 自治会等の班別に集約し、各班のリーダーが常に給食・給水のシステムにしたがって配給できれば、混乱も減少し、皆が公平に救援物資を入手することが可能になります。

各班のリーダーは、常に班の人数を把握し、避難所本部に報告・協力することが給食・給水活動の大事なポイントです。

## ● 給食・給水訓練のポイント

災害時の給食・給水は、衛生状況がよくない中で、集団で飲食することを前提としています。したがって、安全・衛生面に十分配慮することが重要です。食中毒などの二次被害を出さないよう気をつけましょう。また、阪神・淡路大震災では、冷たいおにぎりなどがのどを通らなかつたり、また排泄を気にして水分を取らず、衰弱した高齢者が大勢いました。そうした災害時要援護者の、それぞれの特徴に合わせた配慮がどこまでできるのかということも、大きなポイントです。

## ● 炊出し訓練

- ① 給食・給水班を構成する（衛生に留意すること）
- ② テントを張り、テーブルを用意
- ③ 釜や飯ごう等を使用して、おにぎりやみそ汁などの炊き出しを行う。  
（被災地の衛生状況が悪い中で、大勢の人に配給することを考え、手や調理器具の洗浄をしっかりと行う。おにぎりなどは、使い捨て手袋や、ラップを使用する。）

避難所での避難生活が長引いた場合もある程度想定しながら、柔軟な対応ができるよう、地域に合った様々な訓練、対応方法を考えてみましょう。

## ● 給食・給水活動のポイント

- ① 各班のリーダーは、常に班の人数を把握し、本部に報告する。
  - ・自治会などの班単位に配給し、混乱を防ぐ。
- ② 給水方法等を事前に決めておく。
  - ・総合防災訓練などに参加し給水車からの給水方法を訓練しておく。
  - ・地域内の井戸などの飲料水を確保できる場所も調査しておく。
  - ・高齢者のみの世帯などにも考慮する。

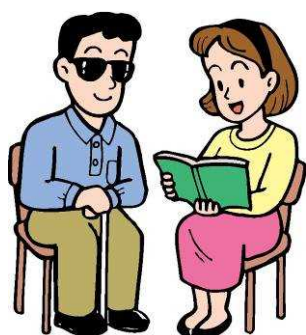


## 避難行動要支援者支援訓練

災害時における避難行動要支援者に対し、「誰が、誰を、どのように避難支援するか」ということについて避難支援者、避難場所、避難のタイミング、避難所までのルート・交通手段や情報伝達手段について整理しておく必要があります。

また、こうした支援方法が実際に機能するかどうか、定期的な訓練を通じて点検し、必要があれば更新・改良することが重要です。

各地区ごとの避難行動要支援者の名簿及び避難支援計画等を基に、いざという時に誰がどのように誰を避難支援するのか、訓練で確認しておきましょう。



### ● 訓練の方法（例）

- ① 災害が発生したという想定で各支援担当者は支援者の安否を確認する。
- ② 各支援担当者は地区の集会所等に集合し安否確認の結果を防災会の役員等に伝達する。
- ③ 避難に支援が必要な方を数名で協力し、実際に集会所まで避難させる。
- ④ 社会福祉協議会や民生委員と打ち合わせ会議を設け、有事の際の避難支援について確認しておく。



## その他の訓練

上記訓練以外にも、各家庭での家具固定措置及び耐震措置を促す活動や、非常食を配布し、家庭内備蓄を増やす活動など、様々な取組が考えられます。

それぞれの地域の実情に応じ、創意工夫して必要な訓練を行いましょよう。

また、市では毎年、自主防災組織の代表者や役員を対象にした自主防災組織リーダー研修会を実施しています。開催する際には組織の代表者あて、お知らせいたしますので、積極的に参加し、地域における人材を育成しましょう。

### ●自主防災組織リーダー研修会

- ・消火器・ロープ取扱い・倒壊家屋からの救出などの実技と指導要領
- ・災害図上訓練
- ・防災講話など

自主防災組織リーダー研修会の様子



### ●防災ゲーム

他にも、市では災害対応カードゲーム教材「クロスロード」や避難所運営ゲーム「HUG」といった防災に関してゲーム感覚で取り組めるツールを保有しています。防災への意識付けやきっかけ作りの一つとして、これらを使用した場合は、危機管理課までご相談ください。

- ・クロスロード（内閣府防災情報のページより引用）

クロスロードは、カードを用いたゲーム形式による防災教育教材です。ゲームの参加者は、カードに書かれた事例を自らの問題として考え、YES か NO かで自分の考えを示すとともに、参加者同士が意見交換を行いながら、ゲームを進めていきます。災害対応を自らの問題としてアクティブに考えることができ、自分とは異なる様々な意見や価値観を参加者同士共有することができます。

- ・避難所HUG（静岡県地震防災センターHUGってなあに？のページより引用）

避難所HUGは、避難所運営を皆で考えるためのひとつのアプローチとして静岡県が開発したものです。避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲームです。

# 総合訓練

個別訓練で実施した内容を複数組み合わせせた訓練です。  
実際に災害が発生したことを想定し、一連の流れで実施すると良いでしょう。

## ● 訓練の方法（例）

- 09:30 大地震発生
- 09:35 避難訓練（集会所まで近所の安否・被害を確認しながら移動）
- 09:45 情報収集・伝達訓練（集会所にて被害・安否の報告、とりまとめ）
- 10:00 初期消火訓練（集会所にて消火器の取扱い）
- 10:30 資器材取扱い訓練（集会所協防災倉庫内の資器材の点検・操作）
- 11:00 防災講話
- 12:00 炊き出し訓練（非常食の試食等）

公津西地区における防災初動訓練の様子



応急手当訓練



情報収集訓練



# 体験イベント型訓練

防災と直接には関係しないイベント等において、災害時に役立つ基礎知識の普及や災害疑似体験といったプログラムを取り入れることによって、防災を意識せずに災害対応能力を高めることができます。キャンプの各行事に防災の要素を取り入れた「防災キャンプ」や、学校や地域の運動会で防災の要素を取り入れた競技を行うなどの方法も有効です。

## ●防災運動会の競技例

### <防災障害物リレー>

大人と子どもの合計6名でチームを構成し、救命措置や初期消火の訓練を実施しながらタイムを競う。



《参考》姫路市消防防災運動会まもりんピック姫路

問い合わせ

【 姫路市消防局 予防課 】

〒670-0940 姫路市三左衛門堀西の町3番地

電話 079-223-9532

ファクス 079-223-9540

Eメール mamorinpikku-himeji@city.himeji.hyogo.jp

※ 消防庁：「自主防災組織の手引き」より

# 災害図上訓練（DIG）

DIG（ディグ）は、災害(Disaster)のD、想像力(Imagination)のI、ゲーム(Game)のGの頭文字を取って名付けられた、誰でも企画・運営できる、参加型で簡単な災害図上訓練ノウハウの名前です。digは「掘る」という意味の英語の動詞ですが、転じて「探求する」「理解する」といった意味もあり、このことから、「災害を理解する」「まちを探求する」「防災意識を掘り起こす」という意味も込められています。

## 初 級 編

### ● 用意するもの

地図（住宅地図を張り合わせたものなど）・ビニールシート・油性マジック・はさみ・カッター・セロハンテープ・付箋紙・シール など

#### ① まちの自然条件や構造を再確認してみましょう。

まず最初に、参加者と一緒に自然条件（山と平地、現在の河川・池沼・水路、昔の地形等）を確認し、地図に記入しましょう。

次にまちの構造を再確認するために、鉄道や道路（主要道路、路地・狭隘道路）、公園・広場、延焼火災の時に延焼を防ぐと思われる建物（焼け止まり線）を記入します。

### ● 防災資源を書き込みましょう

- ① 官公署・医療機関等、災害救援にかかわる機関・施設
- ② 防災において役に立つ施設
- ③ 転倒・落下・倒壊した時に危険となる施設等
- ④ 地域防災に役立つ人材
- ⑤ 避難行動要支援者のいる世帯の場所

### 3. みんなで診断しましょう

書き込みが行われた地図を見ながら、皆さんで次の項目について考えを書き出してみましょう。書き込みは、ホワイトボードを使ったり、付箋紙に書き出したものを模造紙に貼ったりして、参加者が考えを共有できるような工夫をしてください。

- この地域の特徴は？
- この地域の（防災・災害救援についての）プラス要素は？
- この地域の（防災・災害救援についての）マイナス要素は？

## 応 用 編

初級編で作成した地図を使用します。実際に災害の想定を与え、どのような被害が発生し、どのような対応をとればいいのかを具体的に検討します。

※DIGについては以下のホームページに詳しいマニュアルが掲載されています。

静岡県地震防災センター 「DIGってなあに？」

<https://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/manabu/dig/O1/O101.html>

# 避難所運営訓練

災害時に開設される避難所の運営には、地域のことをよく知る自主防災組織が関わることが想定されます。

成田市では平成27年5月に避難所運営マニュアルを作成しました。このマニュアルでは、避難所の運営は地域団体を中心に避難所担当職員と施設管理者で運営委員会を立ち上げ、運営するものとしています。

これに基づき避難所の運営や避難者に対する生活支援の方法について訓練を通じ、避難所開設時のそれぞれの役割について確認しておきましょう。

また、避難所での生活を訓練で体験することを通じて、避難の際の所持品や平常時からの準備について考え、地域住民の防災意識を高めることができます。

## ● 訓練の進め方

- ① 地域から指定避難所の施設管理者へ訓練が出来ないか調整する。
- ② 避難所担当職員は地域に居住しているので、参加を求める。
- ③ 会議の場を設け、地域団体・施設管理者・避難所担当職員のそれぞれの役割を確認する。
- ④ 大地震が発生したことを想定し、それぞれの役割に基づき、施設の安全点検や、避難者の受付、避難所での地区ごとの割り振りなどを実施してみましょう。
- ⑤ 地域の住民の方は実際に避難所で過ごしてみて、避難所において持参しなければならないものなど確認できることも良い経験になるでしょう。
- ⑥ はじめからスムーズにはできないかもしれませんが、実施する中で発生した様々な疑問や問題点を基に、今後の地域における避難所の運営の在り方に反映させましょう。

## ● 避難所運営ゲーム（HUG）の活用

大災害発生時における避難所運営の混乱を疑似体験できるツールとして、避難所運営ゲーム（HUG）があります。実際に体育館など避難所の施設を使用した訓練を実施する前に、災害時の避難所におけるイメージをつかむために活用しても良いでしょう。危機管理課でもいくつか所有していますのでご利用になりたい場合はご相談ください。

## ● 避難所運営訓練の優先度について

避難所に到着する前に家屋の倒壊や火災で死傷してしまっても運営などできません。

災害発生後に人命を救うための救出救護や、火災による被害を最小限にするための初期消火、又は災害発生前に被害を出来るだけ減らすための各家庭での家具等の固定や耐震措置の促進と比較し、避難所の運営訓練については、ひとまず生命の危険が去った生存者のために実施するものともいえます。

被害を減らすためには、人命救出を第1にする訓練や取り組みを優先し、避難所運営訓練は、それらをひと段落させた後か、並行して取り組むのが良いでしょう。

# 成田市総合防災訓練

成田市では、大地震の発生等、大災害の発生に備えるため、各関係機関と連携した総合防災訓練を実施しています。

地域だけでは実施できなかった大規模な訓練や、普段なかなかコミュニケーションを取ることが難しい各関係機関同士の連携を確認することができます。

地域の防災力向上にとって必ずプラスになることとされますので、市から打診があった際には是非前向きに検討し、地域一体となって訓練に取り組みましょう。



消防本部・消防団の指導による  
初期消火訓練



千葉県防災士会の指導による  
倒壊家屋からの救出訓練



陸上自衛隊の車両展示



体育館を利用した避難所開設訓練

## 合同訓練（連携による防災訓練）

大災害時には自主防災組織単体で活動することには限界があります。日頃から、近隣の関係団体との連携を確認するため、合同で訓練を行います。

### ① 近隣の自主防災組織との合同訓練

一つの自主防災組織ではできないことも複数の組織が合同することにより大きな力を発揮できます。近隣の自主防災組織と合同で訓練を実施することで、参加人数が増えることによる防災訓練の活性化のほか、災害時の応援協力体制の強化が期待できます。

特に、避難所の設置・運営は自主防災組織の枠を超えた地域で行われる場合が考えられることから、こうした訓練を合同で行うことで、災害時の効果的な防災活動につながることを期待できます。

また、ある組織では人員・資器材が不足しているという場合に、近隣の組織から応援をもらうことで対応できる場合があります。

### ② 消防団との各種訓練

初期消火、救出・救助等の訓練の際に、専門的知識を有し、地域に深く密着した消防団員の指導を受けながら訓練を実施することで、防火・防災知識や技術の向上が期待できます。

また、公助である消防団は、大災害時には公的機関として自分の地域を離れて他の地域の活動を行う場合もあります。

日頃から、地域と消防団の連携や、活動内容について確認しておきましょう。

### ③ 社会福祉協議会等の福祉団体等との避難訓練

避難行動要支援者の避難支援体制を確認するうえで、社会福祉協議会等の福祉団体等との合同による訓練実施が考えられます。また訓練実施にあたっては、避難行動要支援者の介助者や家族の協力も必要です。

また、社会福祉協議会や災害ボランティアコーディネーターとの連携により、自主防災組織による被災地のボランティアニーズの把握や、安心してボランティア活動を受け入れるための自主防災組織の立ち会いなどを含めたボランティア受入調整訓練を実施することも有効です。

### ④ 企業（事業所）との合同防災訓練

企業（事業所）と合同で行う防災訓練は、災害時の応援協力体制を確認するうえで重要です。

災害時の救出活動に必要な重機や資器材などを、近隣の事業所は保有している場合があります。日頃から、いざという時に貸し出しや支援を受けられるか、地域として事業所とコミュニケーションをとりながら確認しておきましょう。

なお訓練実施にあたっては、資器材の借用方法、物資の提供の可否等を、企業の防災担当者と事前に協議しておくことが必要です。

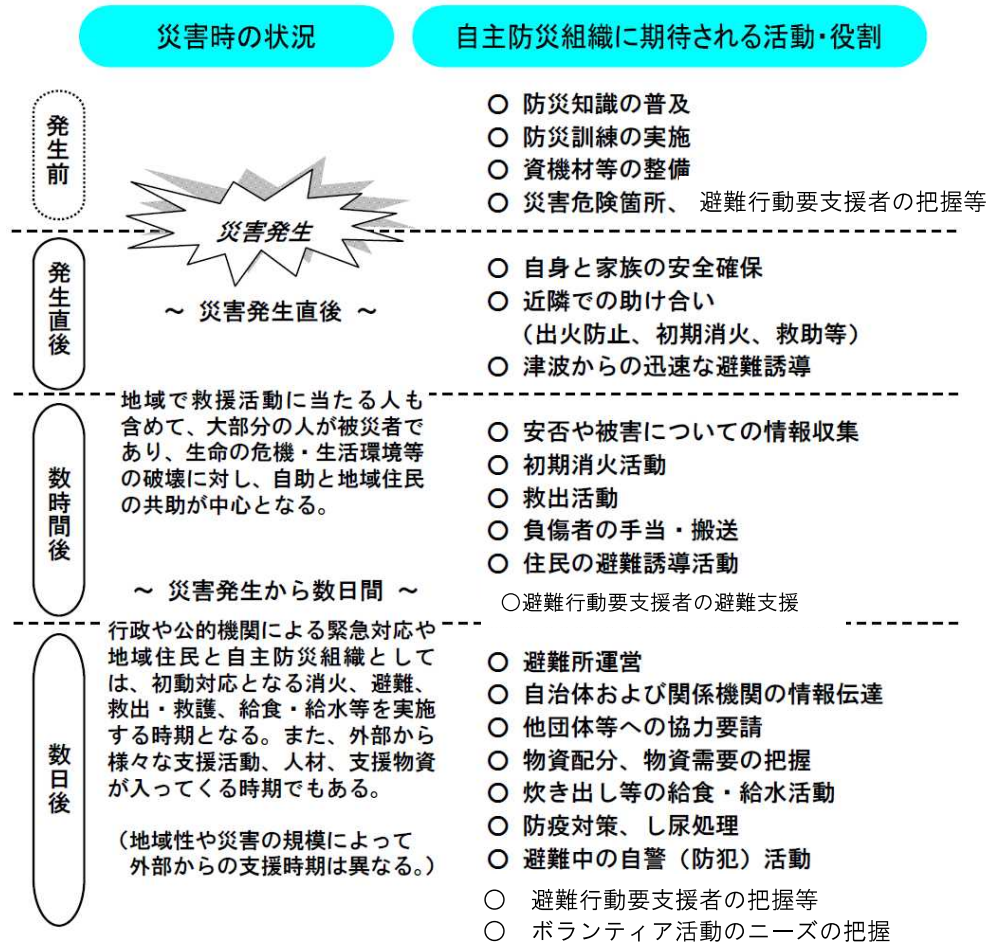
## 4 訓練の参考

### (1) 災害時の行動について

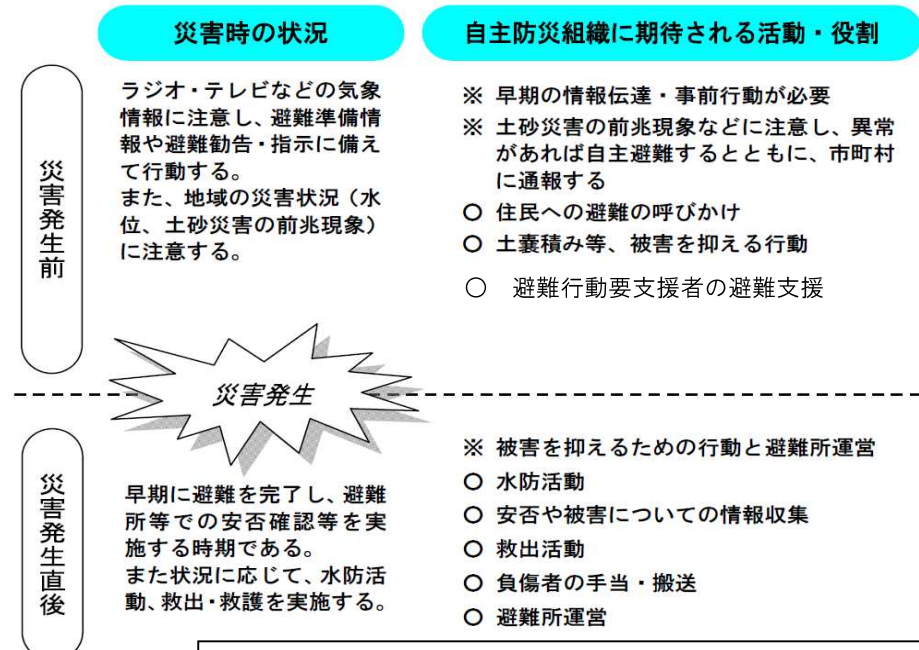
災害時の状況と自主防災組織が行うべき活動を理解したうえで、訓練を実施することが災害時の活動をイメージするうえで効果的です。

災害時に自主防災組織に期待される役割は概ね下記のとおりであり、これらの役割をいざという時に円滑に実行するために訓練が必要なのです。

#### ●地震災害時



#### ●風水害時



※イラスト 消防庁：「自主防災組織の手引き」より

## (2) 訓練の進め方

訓練の実施に伴い自主防災組織を効果的に成長させるためには、適切な振り返りと実践が必要です。その手法の一例を示しますので参考にしてください。

### ① 計画（PLAN）

どのような訓練にするか、どの程度の規模にするか、参加者は誰か、地域の実情に合わせて計画します。はじめのうちは、毎年必ず実施している地域の行事に合わせ、その一部として実施すると、参加者にとっても主催者にとっても無理なく取り組めるでしょう。



### ② 実行（DO）

計画に基づき、訓練を実施します。訓練を実施する際には、事故防止に努めるとともに、実施した結果や、参加者の感想について努めて記録しておきましょう。



### ③ 振り返り（CHECK）

実施した結果や、参加者からの感想・意見を確認し、良かった点は継続して取り入れ、改善すべき点は、どのようにするべきか、検討しましょう。



### ④ 行動（ACTION）

検討した内容や、また、訓練の結果により明らかになった、地域で日常から取り組んでおくべき事項等を、次回の訓練や地域での活動に取り入れましょう。

この①～④を継続することで、毎年、組織が改善・成長することが期待できます。

## (3) 訓練内容の工夫

近年、高齢化が進んでおり、自主防災組織のメンバーも高齢の方が多くなっています。自主防災組織の活動となると、土日や休日を中心となり、なかなか参加者が集まらない場合もあるかと思えます。

少しでも参加者を増やし、地域の防災力を活性化させるためのヒントについて以下に示しますので参考にしてください。

### ① 地域の行事と抱き合わせでの防災活動。

地域で毎年、必ず実施している行事（例：夏祭り、清掃、地区総会等）に合わせ、防災活動を実施するという方法があり、多くの地域で取り入れられています。

## ② 子どもたちを参加させての防災活動

たとえば小学校での運動会のように、子どもたちが参加する行事には、親世代だけでなく、孫の活躍を見たいお年寄りも多く参加します。

このように子供たちに地域行事に参加してもらうことで、地域全体の参加を増やすことが出来ます。また、若い世代は今後、地域の防災の担い手ともなります。今のうちから防災に慣れ親しんでもらうことで、将来的にも防災の基盤を築くことが出来ます。

子供たちが参加できるような行事を創意工夫して考え、防災活動に取り入れていきましょう。

(例：焼き芋大会後に消火訓練を実施する。地域の運動会にバケツリレーなどの防災競技を取り入れる。地域の危険箇所などを調べる防災町探検、親子ふれあい防災ウォーキングなど)

## ③ お土産・食べ物の提供

防災訓練に参加することで防災グッズの提供や、非常食の試食などがあると、参加者にとって興味が湧き、参加者が増えることが予想されます。それらのグッズや非常食の購入に対しても、防災訓練費用として市から助成することもできます。ぜひ有効に活用してください。

## (4) 訓練事故の防止

災害による被害を減らす目的の訓練で怪我や事故があっては本末転倒となってしまう。訓練を実施する際には、その規模に応じ安全管理の係を数名設け、係は訓練に参加せず、周囲で見守り、危険となりそうな要因が無いように配慮します。

### ● 事故防止の例

- 避難訓練の実施に際し、事前に警察署に連絡し指導を仰ぐとともに、避難経路の中で危険となりそうな箇所については誘導員を配置する。
- 地区が一斉に訓練に参加する際には、空き巣対策として役員が定期的に地区を巡回する。
- チェーンソーを使用した救出訓練を行う際には、ヘルメット、ゴーグル・手袋を使用するとともに、消防団員などの経験者を配置し指導者のもと訓練を実施する。また、作業中に不用意に人が近づかないように安全管理員を配置する。



## (5) 訓練時の事故補償について

災害と同じように、いくら注意していても想定外に事故が発生する場合があります。成田市では市内に活動の拠点を置く住民団体が、安心して地域活動やボランティア活動を行えるよう、その活動中に起きた事故に対して補償を行う、成田市住民活動総合災害補償制度を設けています。

### ●成田市住民活動総合災害補償制度について

※事前の届け出は必要ありません。

※保険料は市が全額負担いたします。

※本制度は、住民活動におけるすべての事故を補償の対象とするものではありません。

事故が発生した状況や活動内容によっては、補償が受けられないこともあります。

※補償の適用範囲には、活動のための準備期間及び活動場所への通常の往復経路を含みます。

#### ◆補償の種類と内容

##### 【損害賠償責任補償】

住民団体や住民団体の指導者等が活動中に管理監督の不備や指導・誘導のミス等によって第三者にケガをさせたり、若しくは死亡させ、又は物を壊し、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償するものです。（対人賠償、対物賠償、保管物賠償ともそれぞれ1事故につき5,000円までは補償されません。）

区分	限度額	内容
対人賠償	1人につき 6,000万円 1事故につき 2億円	他人の身体に損害を与えたとき
対物賠償	1事故につき 100万円	他人の財物に損害を与えたとき
保管物賠償	1事故につき 100万円	他人からの預かり品や管理している物に損害を与えたとき

##### 【傷害補償】

住民団体の指導者等や参加者が活動中に急激かつ偶然の外来の事故により死亡やケガをした場合に補償するもので、熱中症（熱射病、日射病）、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒（以下「熱中症等」という。）を含みます。

区分	補償金額	内容
死亡	1人 500万円 (熱中症等 1人 300万円)	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき
後遺障害	1人 15～500万円 (熱中症等 1人 9～300万円)	事故の日からその日を含めて180日以内にその事故による傷害が原因で後遺障害を生じたとき
入院	1人 日額5,000円	事故の日からその日を含めて180日が限度
通院	1人 日額3,000円	事故の日からその日を含めて180日の間で、90日が限度

#### ◆事故が発生した場合

訓練により怪我をしたとき又は賠償責任のある事故が発生したときは、速やかに下記に連絡して下さい。

【問い合わせ】 成田市役所 市民生活部 市民協働課

【住所】 〒286-8585 成田市花崎町760 【電話番号(直通)】 0476-20-1507

【FAX】 0476-24-1086

【メールアドレス】 kyodo@city.narita.chiba.jp

## (6) 助成金について

成田市では自主防災組織が毎年訓練や資器材の整備など、その活動に係る費用に対して自主防災組織活動助成金が交付されます。



### ●自主防災組織活動助成金について・・・

#### ① 助成を受けられるのは・・・

結成届により届出のあった自主防災組織が防災訓練や防災講演会、研修会等を行なう場合、助成金が交付されます。年度（4月から翌年3月）に1回の交付となりますので、2回以上の訓練等を行なう場合、事前にまとめて申請してください。

#### ② 助成の対象となる経費は・・・

- ・ 防災訓練や防災講演会、研修会等にかかる費用  
※弁当代、茶菓子代等は助成の対象外ですが、避難訓練を実施する場合のみ、飲料は助成の対象となります。  
また、研修旅行等のバス代は対象となりません。
- ・ 防災用資器材の購入費用
- ・ 防災用資器材の修繕など維持管理にかかる費用

#### ③ 助成金の額は・・・

実際にかかった費用の2/3で、限度額は3万円＋（世帯数×100円）です。100円未満は切り捨てます。

※ 例えば150世帯の自主防災組織の場合、

30,000円＋（150世帯×100円）＝45,000円・・・限度額

- ・ 実際にかかった経費が50,000円の場合、助成金は33,300円
- ・ 実際にかかった経費が70,000円の場合、2/3は46,600円になりますが、助成金は限度額の45,000円

#### ④ 手続きは・・・

事前に危機管理課に申請書と事業計画書を提出してください。

- ・ 自主防災組織助成金交付申請書
- ・ 自主防災組織活動助成金事業計画書  
事業（訓練等の行事や資器材の購入）が終了したら、実績報告書、収支決算書、領収書を提出してください。また、実績報告書の内容が認められたときには請求書を提出してください。
- ・ 自主防災組織助成金実績報告書
- ・ 事業収支決算書
- ・ 領収書の写し
- ・ 自主防災組織助成金請求書

#### ⑤ 注意してください！！

申請の後、内容に変更があった場合は必ず内容を連絡してください。助成金がうけられない場合があります。

## (7) 防災訓練の訓練指導の申し込みについて

危機管理課・各消防署では、自主防災組織の皆様が、防災に関する知識や技術を習得し、今後の訓練や実災害で技術的な指導を行えるよう、下記の訓練項目について、訓練指導のサポートを行っております。

自主防災組織が主催する訓練において、職員による訓練指導を希望される場合は、「訓練指導等申込書」に必要事項を記入のうえ、訓練実施の3週間前までに危機管理課へ提出をお願いします。

また、業務上日程や内容について、御希望に添えない場合がございます。特に、消防職員の派遣を希望される際には、緊急出動により訓練指導を中断することがありますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

なお、マンション及び集会施設等で消防法に基づく自衛消防訓練を実施する場合は各消防署にお問い合わせください。

### ●各訓練項目・指導担当一覧

	訓練項目	指導担当
1	防災講話	危機管理課
2	資器材取扱訓練	消防署
3	避難訓練（経路・方法の確認）	危機管理課・消防署
4	避難誘導訓練	危機管理課・消防署
5	初期消火訓練	消防署
6	救出訓練	消防署
7	救護訓練	消防署
8	搬送訓練	消防署
9	情報収集・伝達訓練	危機管理課・消防署
10	避難行動要支援者支援訓練	危機管理課
11	災害図上訓練（DIG）	危機管理課
12	避難所運営訓練（HUG）	危機管理課

### ●訓練用資器材の貸し出しについて

水消火器等の訓練資器材については、各消防署等で貸出を行っております。貸出を受ける際には、原則、自主防災組織の皆様で消防署等へ借受にお越しくださいますようお願いいたします。

### ●その他の訓練指導について

上記以外にも、地域の消防団や自主防災組織リーダー研修会などの防災に関する講習を受講した地域役員等に指導をお願いする方法もあります。

地域の消防団に依頼する場合は、地域における消防団との連携強化が期待されます。また、地域役員が指導する場合には、他人に指導することにより自分の知識・技術が高まるという側面もあります。

また、日本防災士会でも講師を派遣しています。（2ページ参照）

地域の実情に応じた方法で、訓練指導を求め、地域の防災行動力を高めていきましょう。

訓練指導等申込書

年 月 日

(あて先) 成田市長

自主防災組織名

代表者 住所

氏名

自主防災会が主催する防災訓練について、訓練指導等を次のとおり申し込みます。

希望する訓練項目					
希望日時	第1希望	年	月	日( )	時 分～ 時 分
	第2希望	年	月	日( )	時 分～ 時 分
	第3希望	年	月	日( )	時 分～ 時 分
参加予定人数		名	派遣職員	危機管理課職員・消防職員	
会場		[住所]		[電話]	
連絡先		[電話]			

《危機管理課記入→管轄消防署》

(あて先) \_\_\_\_\_ 署長

上記の申し込みがありましたので、貴署において訓練指導等及び事前連絡をお願いします。

危機管理課長

《管轄消防署記入→危機管理課》

決定事項

担当氏名		指導員人数	名
実施日時	年 月 日( )	時 分～	時 分
連絡事項等			

上記のように決定しました。

年 月 日

署長 \_\_\_\_\_

## (8) 問い合わせ先

危機管理課  
電 話 0476 (20) 1523  
FAX 0476 (20) 1687  
E-mail [kikikanri@city.narita.chiba.jp](mailto:kikikanri@city.narita.chiba.jp)

成田消防署  
電 話 0476 (20) 1594  
FAX 0476 (24) 4368

飯岡分署  
電 話 0476 (36) 0119  
FAX 0476 (36) 0924

赤坂消防署  
電 話 0476 (26) 3210  
FAX 0476 (26) 3217

公津分署  
電 話 0476 (29) 6627  
FAX 0476 (28) 0558

三里塚消防署  
電 話 0476 (35) 1007  
FAX 0476 (35) 1846

大栄消防署  
電 話 0476 (73) 4141  
FAX 0476 (73) 4142

下総分署  
電 話 0476 (96) 4023  
FAX 0476 (96) 4025

※ 本マニュアルは、消防庁：自主防災組織の手引を一部参考にしています。  
※ 本マニュアルは、内容をより良いものとするため毎年見直しを行い、必要に応じて改訂するものとします。